

長崎都市計画用途地域の変更(諫早市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 延 べ 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 する 割 合	建 築 物 の 建 築 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 する 割 合	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 度 の 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 668 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 25 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
	約 42 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
小 計	約 735 ha						32.1%
第二種低層 住居専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						
第一種中高層 住居専用地域	約 2.8 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 134 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 137 ha						6.0%
第二種中高層 住居専用地域	約 34 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 34 ha						
第一種 住居地域	約 512 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 512 ha						
第二種 住居地域	約 28 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 28 ha						
準住居地域	約 63 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 63 ha						
田園住居地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						
近隣商業地域	約 13 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 24 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 37 ha						1.6%
商業地域	約 74 ha	40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 74 ha						
準工業地域	約 351 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 351 ha						
工業地域	約 56 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 56 ha						
工業専用地域	約 238 ha	20/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 23 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 261 ha						11.4%
合 計	約 2,288 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

久山臨海地区計画区域の西側と東側をスポーツ・レクリエーション地区に定め、西側ではスポーツ施設の整備、東側では市民の健康づくりを促進するトレーニング広場の整備を計画していたが、令和元年度整備が完了した西側のスポーツ・レクリエーション地区に、トレーニング機能を併せ持つスポーツ・レクリエーション拠点として集約した。

また、西諫早産業団地の需要が高く、業務用地の拡張要望が上がっているという状況を踏まえ、スポーツ・レクリエーション地区の一部約3ヘクタールを業務地区に変更するものとし、用途地域を準工業地域から工業地域に変更し、西諫早産業団地の一部として一体的に企業誘致を図るものである。